

景観育成の推進

建築指導課

「長野県中期総合計画」に「美しく魅力的な景観づくり」が主要施策に位置付けられている

目標達成などに向けて様々な主体が相互に連携し施策を推進

1 地域が主体となった景観の育成

○景観行政団体への移行支援

市町村が景観行政を担う主体となるよう情報提供や助言を行う。

(長野県、) 長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、小諸市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、小布施町、高山村 (計12市町村) (H24. 4. 1現在)

○景観行政団体への移行(予定)市町村

- ・24年度：岡谷市、駒ヶ根市、下諏訪町、山ノ内町
- ・25年度以降：須坂市他19市町村

中期計画の達成目標：15市町村

○景観育成住民協定の締結支援

住民による自主的な景観づくりのための住民協定が締結された場合に認定を行っており、住民協定の締結を促進する。

- ・認定件数：44市町村 164件 (H24. 4. 1現在)

中期計画の達成目標：170件

2 個性豊かな景観の育成

○農村景観育成方針等の策定

信州の良好な農村景観を保全・育成するため、景観特性の調査・分析と目指すべき農村景観のあり方の検討を行い、基本方針等を策定する。



美しい自然

3 屋外広告物の規制

○規制の概要

一定の屋外広告物について規制を行い、公衆への危害を防止し、良好な景観の育成を推進している。

・禁止地域

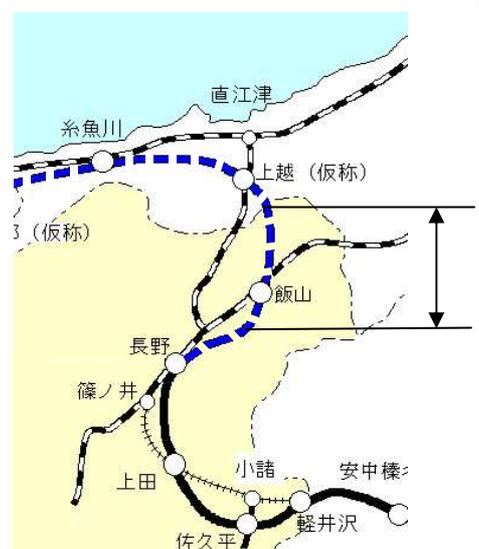
住居専用地域、風致地区、道路、鉄道の沿線等原則として屋外広告物の掲出が禁止される地域

・許可地域

道路、鉄道の沿線等で、原則として屋外広告物の掲出に許可が必要な地域

○今後の指定予定

北陸新幹線沿線について、引続き、中野市、飯山市と協議



北陸新幹線沿線
(中野市及び飯山市の区域)

農村景観育成方針等の策定について

(事業名：世界に誇る信州の農村景観育成事業)

1 現状と課題

信州の景観要素の一つとして、豊かな農村景観があり、そこに暮らす地域住民はもとより、県内外からの来訪者にとっても、心癒される原風景となっている。

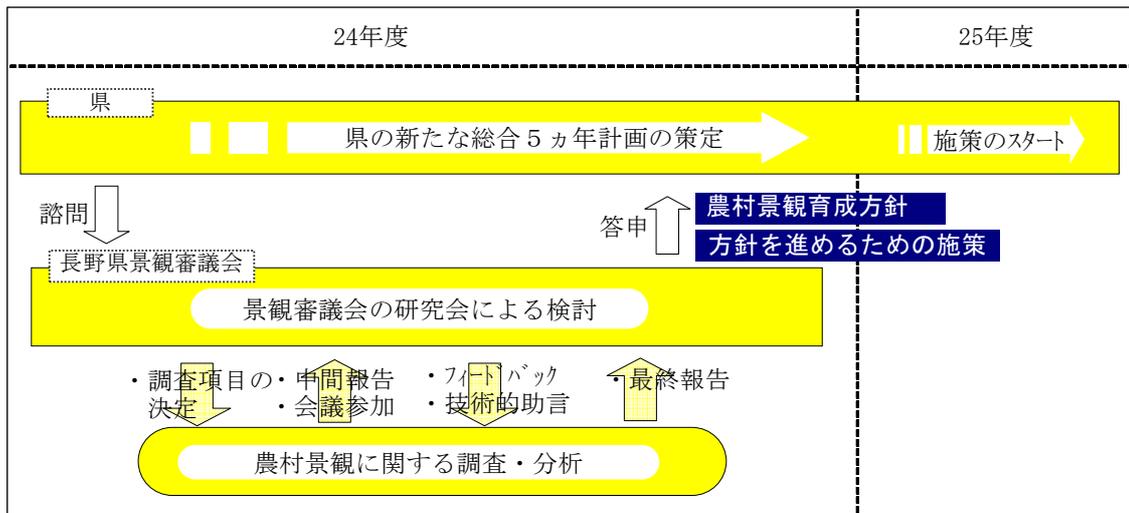
一方で、各地域の景観に違いがある中で、「豊かで美しい農村景観」の具体的な概念が共有されていない現状があり、また過疎化・高齢化が進み、農業・農村の活力の低下が懸念される。

このような中で、信州の豊かで美しい農村景観を保全・育成するには、農業、林業、観光等の各分野の事業間の連携が重要であり、そのためには県全体の目指すべき姿を示すことが必要である。

2 事業の目的

現在の県内の農村部の景観特性を調査・分析するとともに、専門家、関係者からなる研究会により目指すべき農村景観のあり方の検討を行い、基本的な育成方針等を策定し、世界に誇る信州の農村景観の保全・育成を図る。

3 事業の概要



(1) 研究会による検討内容

- ・農村景観育成の基本的な方向性（育成方針）について
- ・世界に誇る信州の農村景観育成に向けたアクションプログラム（景観協定等による景観の保全・育成、歴史や文化の保全・継承、景観に配慮した施設整備等の具体的行動計画）の策定について

(2) 農村景観に関する調査・分析委託

研究会による検討の材料とするため、調査・分析を行う。